

第2回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成25年6月11日(火)
14時00分～15時55分
文化庁・第2会議室

〔出席者〕

(委員) 内田主査, 沖森副主査, 石垣, 井田, 岩澤, 影山, 鈴木(一), 関根, 出久根,
東倉, 納屋各委員 (計11名)
(文部科学省・文化庁) 岩佐国語課長, 氏原主任国語調査官, 鈴木国語調査官,
武田国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第1回国語分科会漢字小委員会・議事録(案)
- 2 「異字同訓」の漢字の用法
- 3 「異字同訓」の漢字の用法例(追加字種・追加音訓関連)
- 4 常用漢字・音訓データ(訓のみ)

〔参考資料〕

- 1 小委員会の設置について
- 2 常用漢字(音訓)基本データ

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録(案)が確認された。
- 3 事務局から配布資料2, 3, 4及び参考資料2の説明があり, 説明に対する質疑応答の後, 配布資料2, 3に基づいて意見交換を行った。
- 4 内田主査から, 参考資料1の「2 その他」の規程に基づいて, ワーキンググループといった公式的なものでなく, 漢字小委員会に提案する原案を主査, 副主査, 事務局で整理するときを手伝っていただく打合せ会を設置したいと提案があり, 了承された。
また, 内田主査から, 打合せ会のメンバーは, 主査, 副主査に加え, 3名程度の委員にお願いしたいこと, メンバーに入っただけというお気持ちのある委員は来週の火曜日までに事務局まで連絡を頂きたいこと, 決定したメンバーは次回の漢字小委員会までに事務局から各委員に連絡させていただくこと, の3点について確認があった。
- 5 次回の漢字小委員会は, 7月12日(火)午前10時から12時まで, 文部科学省・3F3特別会議室にて開催することが確認された。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等はおりのとおりである。

○内田主査

ただ今の氏原主任国語調査官の御説明で, 質問あるいは聞き漏らしなどございましたら, いかがでしょうか。

○納屋委員

よろしいですか。質問をいたします。配布資料4ですけれども, まだ丁寧な見方ができていないものですから, ざっとしか見ていないので, 分からないところが幾つかあります。

2ページの677「痕」、赤で網掛けがされているところの、47の下に、22と一つだけあるんですけども、22というのは右側に来るのが間違ってしまったんでしょうか。それが一つです。それから、11ページの621、上の方の「香り」です。この621にアスタリスクが二つ付いているんですが、このことについてはどう考えたらいいのかというのが、ちょっと分からない。それから、15ページですが、その757と1154です。「斬新」の「斬」と「切る」で、どちらも「きる」とあるんですけども、ここのところはブルーの網掛けがございませんが、これはあるというふうに考えればよろしいのでしょうか。

まだ全部見切れていないので、分からないところがたくさんあるんですけども、すみません、気が付いたところだけです。

○内田主査

今の御説明の間に3か所見付けまして、御質問が出てまいりました。これについてお願いいたします。

○氏原主任国語調査官

すみません、これは私のミスです。2ページ677の「痕」は、おっしゃるように右側に行くところです。右側に行くところが左側に入ってしまったという、私のミスでございます。

次に、11ページの「香り」にアスタリスクが二つ付いているという理由ですが、これは、先ほど説明申し上げれば良かったんですが、配布資料2の5ページをお開けください。昭和47年のものでは、「かおる」というところに、「香り」が入った形になっているんですね。つまり、「香」は「かおる」という項目のところに、「かおり」という形で入っている。ということで、実際に掲げられている語形では「かおり」となっていて、見出し項目の「かおる」という語形とは異なっているので、ちょっと印を付けておいた方がいいかなということで、付けたということです。

それから、15ページの「きる」。これも御指摘のとおりで、私の方で塗りつぶすのを忘れてしまったということです。申し訳ありません。

御指摘ありがとうございます。すぐに直しておきます。

○内田主査

ありがとうございます。

23ページは、よかったんですか。これはおっしゃらなかったですか。

○納屋委員

言っております。

○内田主査

短時間のうちに見付けてくださって、ありがとうございます。23ページは。

○氏原主任国語調査官

配布資料4の23ページをお開けください。内田先生が23ページとおっしゃったのは、下の方に「堪える」「絶える」「耐える」と三つあるにもかかわらず、真ん中の「絶」だけ白いままになっているということについてでしょうか。

○内田主査

はい。ここも抜けてしまったということですか。

○氏原主任国語調査官

ここは、配布資料2の7ページを見ていただくと、元の資料が、「任に堪える」の土偏の「堪える」と、「耐久性」の「耐」、この二つの「たえる」だけを取り上げて、ここに掲げていますので、それに合わせたということです。

配布資料4の23ページ、265「堪」、1296「耐」の右側を見ていただくと、同訓のものをこんなふうに、両矢印で、備考欄に挙げているんですけども、「絶」については、最初からこのような同訓の両矢印が入っていません。もちろん、今回の見直しでは、このような語をどう扱うのかとかいうところも当然検討の対象となると思います。そういったわけで、ここが白いままになっているのは、元の配布資料2に従った結果であるということです。

○内田主査

ありがとうございます。ほかに御質問は、大丈夫でしょうか。

これはやはり、じっくりと見直してみても、先ほどの規則にのっとって、ちょっと家で見直してみたいような気がいたしますが、氏原主任国語調査官の方でも、今御指摘のあった点については修正していただけるということですので、先に進めてもよろしいでしょうか。

それでは、これから協議に入りたいと思います。

本日は、この問題について初めて議論する機会でございますので、異字同訓をどのように整理していくかについて、自由な意見交換をお願いしたいと思います。ただ、ある程度論点を整理して、意見を出していただく必要があると思いますので、まずは事務局から、本日の論点について、御説明いただければと思います。よろしく願います。

事務局（氏原主任国語調査官）から、以下の二つの論点について説明
<①検討対象の範囲をどう考えるか、②どのような示し方をするか>

○内田主査

ありがとうございます。

二つの論点について御説明いただいたわけですが、一つは検討の方向性というか、検討対象の範囲をどう考えるか、配布資料2と3の扱い方です。まず一つの方法は、合体させて例文だけを見直すという方向。それからもう一つは、単に合体させるだけでなく、全部一応見直してみても、検討の対象とする範囲を最初に決めた上で、例文も見直していくという方向です。この二つの方向があるのではないかと、という氏原主任国語調査官からの御説明でしたが、確かにそうだなと思います、いかがでしょうか、これにつきまして、1の、合体させ、例文を見直すという方向か、あるいは、合体させて、対象の範囲を確定して例文を見直すという、だから単に合体ではなくて、合わせておいて、全部を見直して限定して例文を付けるという、この1か2か、いずれの方法で、この委員会で検討していきたいと考えるのか。

○東倉委員

ちょっと論点が違うかもしれませんが、常用漢字表の時に、実情というのを綿密に、いろいろなものから調査しましたね。この異字というか、同訓字というか、そのようなものの調査というのは、やったものはないんですか。ネットであるとか、いろいろなものから、今の実情がどうなっているかの調査ですが…。

○氏原主任国語調査官

現時点では、異字同訓字だけを対象とした漢字調査はないと思います。国語研には大規模コーパスがありますが、前回、影山委員から、そういったものが使えるのではないかというお話がありました。今使えるとすると、その国語研の大規模コーパスがあると思います。もちろん特定の語がどのような文字遣いで使用されているのかなどということは、ネット検索でも簡単に調べられます。

ただ、私が自分なりに調べた感じで申し上げますと、異字同訓の漢字の使い分けについては、結局、いろいろ見ていくと、昭和47年のこれが基本になっていて、大体世の中のもの、これに従った使い分けがなされています。ですから、そのような面から言うと、もちろん、今、東倉委員がおっしゃったように、そのような調査をするということも必要なんですけど、同時に、調査してもかなりこれに近いものが出てくるだろうというのがまず予想されるということがありますので、やはり、この小委員会の委員の先生方の使い分けに関する御見識というか、このような考え方がいいのではないかというところを重視していく必要があると考えております。もちろん、同時に大規模コーパスについても使わせていただこうと考えていますが、やはり使い分けについてはどういった考え方で整理していくのかといった、その辺りの知恵というか、見識というか、そこをどう出せて、それをどのようにうまくまとめられるのかということだろうと思っています。

つまり、異字同訓の使い分けというような課題については、漢字表の時のように、漢字の出現頻度だとかそういったものが優先される課題とは、ちょっと違うのかなと考えています。使い分けに関しては、実態として、異字同訓の使い分けがどうなっているかということも重要ですが、実態が必ずしもいいかどうかは分からない、つまりそこについての判断も必要であろうと思うわけです。ですから、例えば、調査をして「花火をあげる」の「あげる」が、「揚」がたくさん出てきたとしても、では「揚」の字を使うのがいいのかとなると、それもちょうと別な話になりますので、どう判断するかということが一番大事なのかなというふうに考えております。

○内田主査

確かにそうですね。よく分かりました。それで、東倉委員は、やはり対象を見直すときの一つの、範囲を決めるときの手掛かりになるのではないかと、そのような御質問をなさったのですね。

○東倉委員

はい。手掛かりになるのではないかと。

○内田主査

やはりいろいろな領域で、漢字使用について見識をお持ちの委員が集まっておられるので、まずそこでの感覚とか、そのようなものを出していただきながら、多分そのような客観的なデータというか、使用頻度のようなものとも対応をさせる必要もある

かもしれませんが、とりあえずここでの議論というのを大事にしていこうという方針で進めていってはどうかと思うのですけれども。

○東倉委員

はい、分かりました。

○井田委員

今、国立国語研究所に使い分けに関して使えるデータがあるというお話でしたが、例えば、どのようなところで一般の人が迷っているか。つまり、これはどっちですかという質問が国立国語研究所、あるいは時に文化庁国語課にも寄せられたりすることがあると思うんですが、そのような寄せられる質問のデータなどはどこかにありますでしょうか。

○氏原主任国語調査官

使い分けに関して、国語課にどのような質問が寄せられたかというのは、ちょっと思い出して、メモを取れば、ある程度明らかになるとは思いますが、データベースのようになっているものはなかなかないと思います。

○出久根委員

やはり用例は見直すべきではないでしょうか、もう。先ほど氏原主任国語調査官もおっしゃいましたように、「目明き千人」なんていう例文は、もう残すべきではないと思いますし、大体、分からないと思いますよ、若い人たちにね。ですから、見直しはやはり、まずやることではないでしょうかね。

○内田主査

見直すというのは、例文ですか。

○出久根委員

ええ、例文です。この例文ですね。

○内田主査

二つの方向とも、とにかく合体させるというところは一緒に、それから例文を見直すということもやるのですけれども…。

○出久根委員

はい。合体もいいと思います。

○内田主査

問題は、対象の範囲をどう確定するか、あるいは、そこはやらないかという、単に合体だけでいいのかという…。

ただ、やはり例文を見直すとなると、当然のことながら、検討対象の範囲を見直す作業と一緒に、重なってきそうですよね。

○出久根委員

これは、一応この二つだけですか、量としては。

○氏原主任国語調査官

二つというのは、配布資料2と3のことでしょうか。

○出久根委員

ええ、配布資料2と3。

○氏原主任国語調査官

そうです。今までの国語審議会、国語分科会、合わせて世の中に発表されたのは、この二つだけです。

○出久根委員

では、量的には大したことではないということですね。

○氏原主任国語調査官

はい。ただ、解説を書くとなると、二つ合わせて140項目ぐらい挙がっていますので、それはそれで、結構大変なんだろうと思いますけれども。

ちょっと話題がずれてしまいますが、やはり難しいのは、昨年、異字同訓の漢字の使い分けについて検討している時にも御意見として出ていたと思うんですけれども、みんなというか、多くの方が納得するようなものをどうやって作るのかというところですよ。かなり個人差が出てくる、私はやはりこちらの漢字の方がしっくりするといったような。ですから、そういったところをどのように、うまく書いていけるのかというのが非常に難しいところになるのだろうと考えています。その辺りも含めて、いろいろ御意見を頂ければと思います。

○内田主査

先ほど井田委員の出された、そのような時、私はすぐに、知恵袋ではないですが、ネットを調べたり、手元にある辞書でちょっと確認したりという作業をして、あえて国語研究所であるとか、そのようなところにまで質問をするということはしてこなかったのですが、委員の皆様はどのような方法で解決されてきたのでしょうか。

○関根委員

新聞の用語についても、やはりこの二つの資料が大本になっているんですね。これだけだと、例えば「超」と「越」と両方になっているようなものは、どちらでもいいというわけには行きませんので、その辺りは、かなり長年検討を重ねて、使い分けの用例及び原則の説明のようなものは作っています。

実は先日、新聞協会の用語懇談会の総会がありまして、そこで、今度、国語分科会で異字同訓を扱うという報告をしまして、これは我々の使い分けの「基礎の基礎」になっているものだからという報告をしました。ただし、新聞ではそれなりに検討を重ねてきたものがあるけれども、それを押し付けるわけにも行かないので、その辺りは慎重に、私としては参加していきたいというような趣旨のことを申しましたら、会場から、いや、そんなことを言わないで、新聞は相当頑張って使い分けをこれまで考えてきたんだから、きちんと主張してもらわないと困るよというような意見も出たくらいです。例えば、「かたまり」などにしましても、新聞用語集では使い分けを、「固」の方は、主として集まりというような説明を付けて、「星の固まり」とか「やじ馬の

固まり」というのは「固」を使う。「塊」の方は固まったもので、「脂肪の塊」「欲の塊」では「塊」を使うというようなことを、実際の新聞の用例も含め、それから用語担当者が知恵を絞って、このような使い分けを、一応しているんですね。ただ、実際にはこの用例に出てくるものばかりが新聞で出てくるわけではありませんから、その都度、原理原則に立ち返って考えていくわけです。

そのような意味では、これからのやり方として、用例をどうするか、もちろん用例は見直す必要があると思いますし、できれば、言わば応用の利くような説明が付けられたらいいなと思いますけれども、今、申しましたように、新聞あるいは報道などで既に、ある程度使い分けの伝統みたいなものがあるところもありますので、それは新聞にかかわらず、恐らく各方面でそうだと思うんですね、学術分野でも。そのようなところと、どう折り合いを付けていくか。つまり、詳しく説明すると使いやすいけれども、余り詳しくやり過ぎてしまうと、そのようなところと齟齬が出てしまう可能性がある。その辺りのバランスというか、そこが大事だなと思っています。

ですから、現実に行われている使い分け、各方面で行われている使い分けの、ある意味で習慣的に行っているものもあると思うんですね。そのようなものに対して、この国語分科会として、ある程度それに理論付けしてもらえようということがあれば、それは役に立つのだらうと思いますし、その辺のバランスを考えて、どこまでやれるかというのは、また後の話ですので、とにかく合体して頭から見直して説明を付けるようなことを最初はしつつ、どの辺りで引いていくのかということも念頭に置いて始めていったらいいのではないかなと思っています。

○岩澤委員

基本的に、昭和47年、平成22年、この二つのものを、今のままだと両方見ないと分からないものがあるわけです、現時点で。ですから合体をさせるということは、当然やるべきだというふうに思います。それと例文も見直すべきだと。さらに、先ほど出た対象範囲も、この機会にやはり一度チェックをしてみる、議論をしてみるということは、絶対必要ではないかなと思います。

それで、今の時点で例文がいいのか、解説まで書く方がいいのかというのは、はっきりと決められないと思うんですよ。もちろん解説まで書ければというのが、何のためにやるのかということ考えると、使いやすいようにするためにやるわけですね。要するに国民が使いやすいようにしましょうということですから、解説が付いている方が分かりやすいということ言えば、解説が書けた方がいいところまでは、今の時点で言えるんだけれども、でも、本当にそれができるのかどうかというのは、この時点で意見を求められてもなかなか決められないのではないかなという気がするんですね。書けるに越したことはないということだと思います。

○石垣委員

今、出ました解説の内容なんですが、最近、学生のレポートを見ていますと、変換がきちんとできているなというふうに思っています、漢字を変換する前に、ポップアップして意味の解説が少し出てくると、このような意味で使うんだからこの漢字だという変換がきちんとできている。ということで、それぐらいの解説があればいいのかな、非常に便利なのかなと思います。その解説の量、その辺も一つの検討なのかなというふうに思います。

○内田主査

そうしますと、今までの、もう出てまいりましたように、検討点の2点のうち1番目、検討の大きな方向性としては、合体させるだけではなく、この際であるから対象の範囲をある程度見直す。同時に、実は対象範囲を見直すことと例文を見直すことというのは、多分作業的には同じような、同時並行的に行えることなのかなと、そんなふうにも思いますので、単に合体させるということだけではなく、対象とする範囲を見直すと同時に、例文を見直すというような方向性で行くというふうにまとめてもよろしいでしょうか。

そしてもう一つは、もう既に先ほどの御意見にも出てまいりましたけれども、示し方の方向性としては、例文を示すというのは、見直しながら、使い勝手のいい、あるいはよく使われているような例文を示すということになります。それに加えて解説が付くものであれば付けていく。もしかすると、最終的には全部に同質の、同レベルのものが付けられないというようなこともあるかもしれないという可能性を含んで、一応、例文プラス解説を目指すというような方向で、作業を進めてみるというふうなことです。

ただ、先ほどの御意見にもありましたように、新聞界とか、それから日常生活での習慣の違いとか、あるいは学术界などでも、それぞれやはり違う目安というか、基準に従って書き分けているというようなこともありますので、本当に分かりやすい解説が付くかどうかについては多分いろいろ問題があるのではないかなと。でもスタートとしては、それを目指してやってみて、途中で、また、打ち合わせ会などでも、その辺りがどの程度可能かというようなことも検討して、この場に持ち込んで、議論するというような、そのような方向でよろしいでしょうか。

例文については、これをみんなで見ていけばいいので、それでいいかと思うんですが、解説のところはちょっと不安も残るかもしれないと思いつつも、例えば、新聞界などでは、そのような使い分けの例文に加えた解説がある程度出来ているというふうなお話もありましたので、そういったこともちょっと参考にさせていただきながら、一番欲張った示し方の案にまとめようと思いますが、よろしいでしょうか、そのようなまとめ方で…。

○影山委員

二つを合体させるときに、項目そのものを、これは必要なかということで削るということもあるのでしょうか。例えば、6ページの「こおり」と「こおる」、一方は動詞で、一方は名詞ということです。これで迷う人はほとんどいないように思いますが、削除するというのも、あるいは逆に追加するというのも含めてということでしょうか。

○内田主査

対象とする範囲を見直すというのには、削るという作業も入っているのではないかと思います。そのような理解でよろしいですね。事務局から、今のお尋ねの件について補足していただけますか。

○氏原主任国語調査官

はい。この「こおる・こおり」という項目は元の資料がこうなっているので、そのまま引用してあるだけなので、実際には確かに必要ないかもしれないですね。

ただこれは、逆に言うと、「こおり」、つまり「氷」の方を「こおる」というふうな動詞で使っているかどうかという、そのような疑問を持つ人がいるのではないかというふうな

ことも考えて載せてあるんだと思うんです。机上にある改定常用漢字表の1ページ、先ほど7番を見ていただいたのですが、そこの8番を見ていただくと、「派生の関係にあって同じ漢字を使用する習慣のある次のような類は、適宜、音訓欄又は例欄に主なものを示した」とあって、動詞の形で示されているものは名詞の形で使ってもいいんだけれども、名詞の形で示されているものは名詞としてだけ用いるという例として「氷」が挙げられています。このような決まりになっているのですが、一般の人たちはこんなところまで読まないで、分からないわけですね。だから、そのようなことも含めて、何かうまく工夫して、そのようなことも分かるような異字同訓の使い分け資料になるといいなというふうに、影山委員のお話を伺いながら、ちょっと考えたんですけれども。やはり常用漢字表としてこのようなものを示している以上は、使う人が迷わなくて、分かりやすいものをどうやって作るのかが大事だと思うんですね。

それから、新聞界にはかなりノウハウがあるということは、私も知っていますが、それは、このようなところで公開してもいいものなんでしょうか。

○関根委員

それはもちろん。公開というか、一般にも。ノウハウというよりは既にできているものがありますから…。

○氏原主任国語調査官

『新聞用語集』のような、冊子として既に出しているものではなくて、一般に公開していないような、そういう資料があるのか、そして、あるとしたらそれを公開していただけるのか、ということなんです…。

○関根委員

それは、だから、日々の議論の積み重ねですよ。つまり、何か問題があると持ち寄って考えるということなんです。その時にはその時の、例えば、辞書を全部調べてみたり、もちろんネットも調べてみたりということをして、氏原主任国語調査官も先ほどおっしゃっていましたが、最後はやはり出席者の見識なんですね。ですから、さっき井田委員がおっしゃった、迷うものはあるのかというのは、例えばネットで、むしろ同じ、例えば「花火があがる」だったら、調べてみて、恐らく「揚」と「上」と拮抗するような場合は、多分迷っているんだと思うんですね。何かを「あげる」といって、ほとんどがどちらかに偏っているのだったら、それはもう迷わないのであって、だから、迷うものというのは、実際ネットなんかでもかなり数が拮抗している。それは多分、ポップアップなんかにも出てこないものだと思うんです。それは、そのたびにその人が自分で考えたり、あるいは考えないでかもしれないけれども、打ってしまうので、当然、件数としては数が割れるということだと思うんです。

新聞でも、当然、そのようなものに関しては、記者の間でも割れるわけですから、実際に紙面に出たり、原稿段階で迷ったりして、そのようなものを持ち寄って検討するということがあります。そのたびごとですから、それ以外の資料というようなものはないですね。

○井田委員

でも、議事録は事務局にありますので、ここぞポイントというところがあれば、それは問い合わせれば、事務局は公開すると思います。秘密会議ではありませんので。

○関根委員

昔やったことなんかは、どうしてこうなったんだろうというのが結構、それが議論になったりするんですね、こっちで決まっているのはどうしてなんだろうというのが議論になったりする。だから、先ほどの「背の明いた服」なんていうのもかなり議論になって、どうしてだろうと探していったら、結局、この資料2に行き着いたということはあるんです。更に調べていったら、どうも当時の、今は割に青空文庫なんかで結構検索できますね。そうすると、例えば漱石辺りが使っていたりして、つまり資料2を作った当時の書記習慣で、どうもそのようなものがあつたらしいみたいな、そのようなものをお互い持ち寄って意見を出したことがあるんですけれども、そのような感じで、決して秘密にするということではなく、出せるものは幾らでも出します。

○内田主査

議論の後、整理したリストのようなものはないですか。

○関根委員

それが結局、このようなまとめの冊子になっているんですね。なおかつ新聞協会も各新聞社の集まりですから、これに拘束されるということはないんです。これを基にして、更に各社で、各社それぞれの立場で考えますので、当然、新聞社同士で割れるということもあるんですね。だから、この議論の難しさは骨身に染みて分かっているつもりなんですけれども。

○出久根委員

正確なものがないだけにね。

○関根委員

そうですね。元々同訓というのは、訓読みというのは、言ってみたらどちらでもいいわけですから。

○出久根委員

どうでもいいから、やはりいろいろ。

○関根委員

そうなんですよ。それを言ってしまうえばおしまい。ただ、それを何とか整理していかないと、やはり国民に分かりやすい文章というのが示せないですから、常用漢字そのものの価値にも関わってきますから、それはやはりやるべきだと思います。

○内田主査

どちらでもいいだけに、逆に、それぞれのこだわりが入りやすいところでもあるんですね。

○関根委員

そうなんです。

○出久根委員

だから、例文を示しましてもね、いろいろ文句は来ますよ、自分の好みに合わない

とか何かで。言葉そのものがそのようなものだろうと思うんですね、難しいものだろうと思います。

ただ、昭和47年に制定された、例えば「まるい」なんていうのも、「円い窓」を「円窓（えんそう）」と言いますけれども、今、「円」という漢字で「円い」と書いてある文章というのは、余り見なくなりましたね。ほとんど今は「丸」でしょう。ですから、このように、やはり時代が、あの時代、昭和47年頃には「まるい」というのを「円」という漢字を使って書いたのでしょうかけれども、今の人たちも、若い人たちも、このような字は使わないと思いますね。

○氏原主任国語調査官

今の「まるい」の件ですが、元々は「丸」にしか「まるい」という訓を認めていなかったんですね。「円」に「まるい」という訓が入るのは、昭和47年答申の「当用漢字改定音訓表」からです。当時の議論としては、「円」にも「まるい」という訓が必要だというような御意見をおっしゃる方が結構いらっしゃったわけです。そういう議論があったこと自体が、出久根委員のおっしゃるように、その時代の時代性を反映しているんだろうな、と思います。

やはり当時は、「円」の「まるい」がないと、きちんと表記できないではないか、例えば「まるい月」なんていうのは、あれは正に円ではないか、円になっているんだから「円い」を使えるようにしたいというような議論があったわけです。でも、今の時代で考えると、そもそも使い分け自体がなかなかできないかもしれませんね。

○出久根委員

そもそも読めないかもしれませんよ、ルビがなかったら、きっと。

○氏原主任国語調査官

見た瞬間、「えんい」と読んでしまう人がいるかもしれませんね。

○出久根委員

そう、「えんい」とね。「大団円」なんて言葉がありますけれども。でも、今はもう「丸」でしょうね、使うとしたら、ほとんど。

ただ難しいのは、だからといって、この「円」を「まるい」と読ませない、これを削っていいものかどうかというのもあるわけですよ。つまり、言葉そのものを少なくしてしまって、表現そのものを貧しくしていいかどうか。我々がそのような権限を持ってできるかどうかという、非常に大事なこともあると思います。だから、どうでしょうね、今後の議論の中で削る作業というのは私は一番難しいような気がします。今まであったものを、使われなくなったからといって、消してしまってもいいものかどうかという、その辺の議論はちょっと大きいものがあるのではないかという気がするんです。表現を狭めてしまうというところはありませんから、残しておいた方が、このような場合は「円い」でいいんですよと、このように幅広く置いておいた方がいいのかどうか。それから、現在使われなからもうカットしてしまってもいいものかどうかという、この辺は難しいような気がしますね、その辺の判断ですよ。

○関根委員

今おっしゃったことはそのとおりだと思うんですけども、示し方としてちょっと矛盾するようですけども、使い手に分かりやすく、つまり、迷いのないように示す

とともに、使う自由度を残すというか、そのような示し方も工夫しないと、正に押し付けのような議論になってしまうので、全く矛盾するようで、では、具体的にどうしたらいいのかというのは今のところ浮かばないのですが、ちょっとそれは考えつつ、やらなければいけないなと思います。

○内田主査

すごく大事な点ですね。先ほどから出ているように、使う人が迷わないようにするんだということは、もう大前提のような気がしますけれども、やはり個人の言語感覚などまで貧しくさせてしまうような、あるいは限定してしまうようなことではなく、使う自由度もきちんと残しておくような、うまい表示の仕方があればすごくいいのではないかなというふうに思いますね。

○沖森副主査

副主査として、打合せ会には入ることが決まっておりますので、一言、私の経験上のお話を申し上げたいのですけれども、ある辞書といいますか、「大辞林」という辞書なんですけれども、そこで漢字の使い分けをブランチごとに示すというような作業を行ったことがあります。もちろん国語辞典ですから、大分類でまず書いていって、小分類で意味を書いていくんですけれども、大分類の中ではこうなただけけれども、この意味ではやはりこちらの字も入るといような、そのような経験を実はしているものですから、厳密にこれをやっていると、恐らく国語辞典の、意味に応じてこの字が入るとか入らないとかというふうにししないと、今言いました厳密には、なかなか書き分けを示すことはできないのではないかなというふうに思います。

それと同時に、また、どちらでもいいというお話もしましたけれども、どちらでもいいといっても、やはり慣用表記の中で、どちらかを優先するというのも当然あり得るわけで、そのような、正に使い分けということで言うと、どちらでもいいというのはなるべく少なくしなければいけないのかなという考え方も、一方で持つわけなんです。

結局、こうした形で示すとすると、やはり国語辞典ではないわけですので、細かく規定するのはなかなか難しいだろうと予想するわけですが、ただその中で、多く使うとか、あるいは原則としてこう使うとかというような言い方で済ませてもよろしいのかどうかというところが最終的な問題になりそうで、こうしたものを解説として書くときに、どれぐらいの分量が適当なのかというようなことが、多分、最終的には問題になるだろうと、今、感じています。

感想だけですけれども、今後、打合せ会の中で、どのような議論になっていくのかわかりませんが、私自身も考えていきたいと思っています。

○内田主査

そうですね、目標を見失わず、しかも使い手に自由度を残していくような、そして言葉の世界を細らせてしまわないように配慮しながらという、そのようなことで作業していくということ、ここで議論していくという方向は、皆様一致できるところかと思えますし、ただ今の沖森副主査の御発言のように、辞典を作るわけではないので、どの範囲で記していくかというのは課題になりますよね。

最初の説明の中で、氏原主任国語調査官が例として出してくださって、私は、おおと思ったんですけれども、「こえる」なんですけれども、水平方向か、垂直方向か、そのような区別で行くと、今後、私は迷わなくて済みそうだなと思って、それはもう

早速、私の内なる辞書の中に採用させていただこうと思ったところなんですけど、そういったことでうまく解説が付けられそうなものというのは付けていく。だけど、どうしても付かないものというのはあるのではないかと、これはどちらでもいいんだみたいな、使う人の自由に任せる領域であるなんていうのもあるのかもしれないので、これから検討をしていきたいなというふうに思っております。

○鈴木（一）委員

今のお話で、「越える」と「超える」の使い分けなんですけれども、あれは、実は漢和辞典には出ているんですね。もちろん沖森委員がおっしゃったように、国語辞典を作るわけではない、この国語分科会はそうではないということなので、一つの参考資料として、例えば、新聞協会の積み重ねてこられたものを使うことができるのではないかと。もう一つは、国語辞典もそうなんですけど、漢和辞典も、解説又は用例もそうだと思うんですけど、その時に何社かの、私どもだけとは言いませんが、何社かの漢和辞典も、ある意味ではちょっと有用な議論の参考資料になるのではないかと。

例えば、「あげる」というのも、漢和辞典の方、これはたまたま私どもの漢和辞典なんですけれども、「上に上げる」ということと、そうではないというような元々の漢字としての意味合いというようなことというのが、割合、各社の漢和辞典には出ているのではないかと思います。

では、それをそのままストレートに採用していいかどうかというのは、また別の話だと思いますけれども、議論の参考資料にはなるのではないかなという気もいたしますので、ですから、どのぐらいの時間を、皆さんお忙しい中でできるのかということはあるんですけども、やはりやれるものについてはやっていく。できないものは、これはちょっと残念ながら限界があるということでやっていく方が、こういった資料というか、審議会として出すものとしては、できれば、そこまで踏み込んでやればいいなというふうには思います。

○納屋委員

結局のところ、これを合体させて、このような表が世の中にないとやりにくいというのが、一番手っ取り早いところで学校に現れます。だから、合体していただかない限りは、当然これが平成22年の段階で、常用漢字表が出た段階で、もうこれが付いているからというので、一緒にやっているわけなんですけれども、初めてこのような漢字の使い方について学んでいく子供たちの観点からすれば、当然このように、この字を当てなければ駄目なんだというふうに、まずはインプットしない限りは、それがほかのものだということが起こらないわけですから。ということで、まず合体は絶対だと。見直していくときも、先ほど影山委員がおっしゃったようなところで選ぶ視点も当然あるだろうと、これもすごくよく分かるわけですね。それで、難しいところになってくれば、そののところにやはり解説まで付けていただければ有り難い。

その解説の中で、一番の国の動きとして、昭和48年の段階までと施策が違うわけなので、それを解説の大きなところで出していただかないと、そのレベルが違うのではないかと。1字のことについて、一々、ここがこうだったからというようなことではなくて、ちょっとレベルの違う問題で、やはり漢字を使ってきた、1字1字を手書きしていた時代と、現在のような情報機器を使ってやっているような時代とでは、もう社会環境が違うということ、そういうことなんでしょうか。まず、そのような解説があるのが非常に分かりがいい、というふうに思います。

それで、例えば、今度の配布資料3の名詞の方で言うと、「あと」「うた」「ほか」

と、このようなものが挙がっているところなんですね。「あと」を見ても「手術の痕」のところに括弧して「跡」というふうに書いてあるわけです。括弧書きが生じているところで、この括弧が一つだけ出るのだったら、このことについて解説していただければ分かるというような感じがするわけです。だけれども、これとはちょっと違うんですが、裁判員制度が変わったということもあり、そのようなものを受けて、「禁錮」の「錮」という漢字が、金偏の付いた「錮」、要するに法令に使われている「錮」が今は常用漢字表に入っていますよね。そうすると、先ほどの「固まり」の方の「固」、今までは「禁固」といったら、「固まり」の方の「固」を書いてきたんだけど、新聞の方などではもう明らかに、金偏を付けて法令上の言葉でやっているというようなこともあって、やはり、ここで示してくれないと、学校のようなところでやる時にちょっと手詰まり状態になってくるのではないのかなと私は思います。ですから、やはりきれいな形で、簡潔にこのようなものが合体してまとめられていて、できたら最低限の解説は付けていただくのが有り難いのかな、というところで、お願いしたいと思っています。

私は、親委員会である総会の時に、沖森副主査が、穏便な形で何とか収まりを付けたいというおっしゃり方をされたのが非常に印象に残っておりまして、穏便という、すごく、Aさんの意見、Bさんの意見、Cさんの意見、みんなばらばらというようなことになってきていて、当たり障りがない。当たり障りがないと言われると、それを頼りにしなければならぬ現場がありますので、そのところは一つ、それがやはりこの小委員会の使命なのかもしれないというふうに思っていますので、それで出してください方が有り難いと思います。

○内田主査

そうしますと、今の御意見の中で一番重要だと思われるのは、やはり個別の原則というような、個別のレベルでの解説というよりも、むしろ上位原理というか、どのように使い分けたらいいかというようなところを施策のことも踏まえて、しっかり書き込んだ上で、個別のレベルでも解説ができるならば書くべきではないかという、そのような御意見として受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。

○納屋委員

はい。

○内田主査

そうしますと、検討の方向性としては、つまり合体させるだけではなく、対象とする範囲を見直した上で例文も見直すという、これが一つ。それから、示し方の方向性としては、例文だけではなくて、上位原理のようなもの等も含め、個別の解説も加えられるところは加えるということで、飽くまでも目標は使いやすいように、使う人が迷わないようにする。しかし、使う自由も残しておくというような、その辺りを押さえておけばよろしいということでしょうか。というように、今、ちょっとこれまでの議論をまとめたのでございますけれども。

○井田委員

本当に大変なことだなと思いますけれども。

○内田主査

そうですね。特に解説がね。非常に個人的な言語生活というか、そのような言語センスというか、そのようなものと絡んできますので、どうまとめても、多分納得の行かない方たちが一定数いらっしゃることはあるだろうというふうに思いますね。

ですから、ちょっと大変かもしれませんが、取りあえず、岩澤委員も先ほど言われたように、とにかくやれるところまでやってみて、やはりここまでは、全部漏らさずはできないというようなことがきっと出てくるだろうというふうに思うので、上位原理みたいなものはきちんと押さえた上で、それを目安にしながら、この作業をやっていくということなのではないかなというふうに思いますけれども、非常に大変なので、打ち合わせ会のメンバーになっていただく委員も、それから、ここでの議論も相当きちんと、私も頭をはっきりさせて整理をしながら、沖森副主査という力強い漢字の大家がいらっしゃるの、そこのところはちょっと安心はしているのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

一応、予定していた協議については以上ですが、ほかに何か言い残したことなどはないでしょうか。そのほかのことでも結構です。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。(→ 挙手なし。)

それでは、ちょっと早いのですが、本日の漢字小委員会はこれで終了ということにさせていただきます。ありがとうございました。